市民の方から寄せられたご意見

(1) 京丹後市こどもまんなかのまちづくり条例（素案）に関して

a.条例について

私は、条例（素案）の趣旨の第一義は、子どもが持つ基本的人権を全ての市民で確認することと理解しています。

b.条例（素案）第４条第３項について

条例（素案）の第４条第３項「子どもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、他の人の権利も大切にするよう努めるものとする。」は削除せずに残すべきだと考えます。委員から意見が出されましたが、私も同意します。

条例（素案）第２条（定義）の「子ども　心身の発達の過程にある者をいう。」から、「心身の発達の過程にある者」である「子ども」に対して、「基本的人権は不可侵の権利である」ことを示すことは必要不可欠であると考えます。

c.条例の例規体系上の位置について

条例（素案）の条例名や第１条（目的）に「まちづくり」の言葉があることから、本市例規体系においては、京丹後市まちづくり基本条例や京丹後市市民総幸福のまちづくり推進条例と同じ、第１編総規第１章市政施行に位置付けられるものと考えられます。前文をもつ条例であり、本市においてかなり上位の条例となるものと捉えられます。

d 条例（素案）第１２条について

【提案２】第１２条第１項の末尾の「に努めるものとする。」を「をしなければならない。」、同条第２項の末尾の「を行うものとする。」を「を行わなければならない。」に改め、第３項を第４項に移行し、第３項に「前２項をもってしても、子どもの権利侵害の保護等が困難な場合は、市は、子どもの権利の保護等を目的とした独立した部課を設立し、子どもの権利等の保護をしなければならない。」を追加する。

【提案２】の理由として、過去、京丹後市立学校において子どもの学習権が著しく侵害された事案があることをお伝えします。

その子どもの学習権の侵害は、教育職員による度重なる不適切指導が原因で子どもが１年以上の長期不登校を余儀なくされたことによって発生しました。「学校で学びたいけど学校に行けない。」そんな酷い状況を京丹後市立学校はつくりました。つまり、子どもの人権侵害を市が自ら行った事実が、この京丹後市にあります。

当該事案に関する報告書は教育委員会から市に移送されており、当該事案を市長は認知しています。

また、令和８年３月の政策提言書中の文教厚生常任委員会政策提言書「４（４）子どもの権利侵害への対応と相談・救済の仕組み」には以下の２点が提言されています。

◆子どもの権利侵害や困難な状況に対応するため、独立性・中立性に配慮した相談・救済の在り方について検討し、必要な制度的担保を図ること。

◆子どもが安心して相談でき、関係機関が連携して支援につなげる体制づくりの基本方針を示すこと。

よって、市長の責任として、子どもの権利の保護等に全力で立ち向かう姿を市民に示す必要があります。尚、寝屋川市の監察課を参考にすると良いかと思います。

(2) 京丹後市こども計画（素案）に関して

計画（素案）にある施策にはこども部以外の部課所管の事業が含まれます。

計画（素案）の取組の柱を見て、市長公室（地域コミュニティ・にぎわいづくり課)、市民環境部（市民課)、医療部（医療政策課)、健康長寿福祉部（生活福祉課、障害者福祉課、健康推進課)、商工観光課（商工振興課)、建設部（管理課、土木課)、教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課）などが関係すると思いました。市民（子ども）の「well-being の最大化」のための計画ですから、当然のことと思います。

そこで懸念されるのが施策の推進管理や事業の評価です。

計画（素案）の第６章に触れられていますが、その実体が明確ではありません。「年度ごとに関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め」とありますが、その「体制」の具体が示されていません。「各施策や事業について、定期的な進捗管理及び評価を行います」とありますが、その方策や計画等が示されていません。

「計画策定担当部局（こども部こども未来課及び子育て支援課）が中心となり」とありますが、このままではこども部が業務を背負い過ぎて、適切な施策の推進管理や事業の評価が困難になるものと思われます。多くの関係部課が歩調を揃えて、市全体で計画の推進に向かう必要があると考えます。

そこで、次の提案をします。

【提案】「こどもまんなかのまちづくり推進評価会議（仮称）」なる部課横断型の会議体を設置し、こども計画の施策の推進管理や事業の評価を行う。その会議体の長は市長が担う。

この提案の根拠は条例（素案）の第１４条と第１５条です。

会議体は第１４条の具体化であり、その為に第 15 条があります。当該会議体の設置ができるのは市長のみです。会議体が行う施策の推進管理や事業の評価には、事業の精選や人員の管理も含みます。よって、事業に必要な人員確保や人員不足による事業削減もあるでしょう。人員に関しては任命権者である市長の責任です。

「市職員を含めた京丹後市民みんなの「well-being の最大化」の責任は市長にある」を本提案・意見の結語とします。